

判断材料が十分ではない

投稿でも紹介したように、毎日新聞 7 月 25 日社説「大阪都構想と住民投票 判断材料が十分ではない」は、全国紙社説としては珍しく鋭く問題に迫っている。

住民が都構想への賛否を判断するのに十分な材料は示されていない、として 2 点を挙げている。

まず、新設される特別区の財政見通しだ。制度移行を予定する 25 年度から 39 年度まで試算したシミュレーションでは、4 区はいずれも財政赤字に陥らないとされる。ただ、これは新型コロナウイルスの感染拡大前のデータに基づいている。コロナで経済は深刻な打撃を受けている。感染者数が東京に次いで多い大阪では、財政の悪化が予想される。コロナの影響を反映したシミュレーションを作り直し、早急に示さなければならない。

さらに行政機能が分散されるリスクもある。コロナ対策では保健所の役割が改めて注目されている。都構想では保健所を特別区ごとに設置するため、現在より施設数は増えるが、それぞれの職員数は減少する。東京都の特別区の保健所では、感染者が多いため、人手不足になっているところもあるという。大阪市から特別区に移行して同様の問題が起きないかという懸念に応えるべきだ。

とりわけコロナ危機のもとで、1 点目が重要である。2 点目の行政機能が分散されるリスクとして、「中之島合同庁舎」などへの間借りにも触れてほしかった。特別区の大半の職員が間借りするような自治体で、防災やまちづくりが可能なのだろうか。新淀川区民になるかもしれない住民として心配でならない。

住民投票をする以上、判断材料だけでなく、住民に直接わかりやすく説明されなければならない。大都市地域における特別区の設置に関する法律第 7 条 2 項には、「関係市町村の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない」と記している。

政令指定都市・大阪市を廃止して、4 特別区を設置するという大都市制度の一大改革である。住民が制度改革を理解するのは容易ではない。協定書案を作成する段階で「出前協議会」が計画されたが、コロナ禍で中止となった。住民に意見を求めたが、協定書案や住民投票に批判的な意見が多く、回答もなおざりになっている。前回の住民投票では、13 日間にわたり 39 回の住民説明会が行われ、3 万人を超える参加があったという。コロナ禍で、こんな説明会が実施できるのか。都構想への賛成・反対は別にして、それぞれの主張を住民に訴え、世論を喚起することが大切なのではないか。

新型コロナとともに、住民投票に焦りは禁物だ。



(2020 年 8 月 2 日)